公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。 令和5年9月1日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷区公式ホームページリニューアル業務委託及び運用サービス提供委託 (長期継続契約)

(2)業務内容

- ① 世田谷区の要求仕様を満たす CMS 及び公式ホームページサーバの利用提供
- ② ①に必要なハードウェア及びネットワーク環境の利用提供
- ③ 世田谷区公式ホームページリニューアル設計・デザイン・HTML 作成作業
- ④ 現世田谷区公式ホームページコンテンツの CMS への移行作業
- ⑤「ホームページ運用ガイドライン」の作成支援及び維持
- ⑥「ホームページ作成ガイドライン」の作成及び維持
- ⑦ 職員研修(導入時及び運用開始後)
- ⑧ ①②を的確に実施するために必要な保守、運用管理
- ⑨ 社会状況等に応じたシステムのアップデート

(3)履行期間(予定)

- ① 世田谷区公式ホームページリニューアル業務委託 令和5年12月1日~令和6年9月30日
- ② 世田谷区公式ホームページ運用サービス提供委託(長期継続契約) 令和6年9月2日~令和11年8月31日(五ヵ年)
 - ※ 業務は、議会の議決を経て予算の配当を条件として契約する。
 - ※ 契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合や世田谷区の歳出予算の削減 があった場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件をすべて満たすことを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11 第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項に よる措置を現に受けていないこと。
- (2) 法人であること。
- (3)世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目が「情報処理業務」に登録があること。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がない こと

- (5) 世田谷区から指名停止または、入札参加禁止の措置受けている期間中ではないこと。
- (6)提出された書類の記載事項が虚偽ではないこと。
- (7)過去3年以内(現在進行中のものも含む)に、特別区又は人口20万人以上の自治体において、CMSによる5,000ページ以上のホームページ構築又はリニューアルの実績を有する事業者であること。
- (8) 本件を担当する部門が「プライバシーマーク」及び「ISMS (ISO/IEC 27001) 認証」を取得していること。
- 3 提案書の提出者を選定するための基準 本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。
- 4 提案書を特定するための評価基準
- (1) 提案概要及びリニューアルの考え方に関する事項 プロジェクト全般について要件を理解し、世田谷区公式ホームページ改善基本方針を踏まえた有効な提案であるか等
- (2) リニューアル業務に関する事項 業務内容、ページ移行の作業手法・手順、ユーザビリティ・アクセシビリティ確保等が 要求仕様書を充足し、世田谷区公式ホームページの改善につながるものであるか、作業 が効率的で実効性のあるものか等
- (3) プロジェクト管理に関する事項 事業運営体制・スケジュール、適切な区との業務分担等
- (4) システム機能に関する事項 システム環境・ネットワーク要件、CMS 機能要件、セキュリティレベル等
- (5) システム運用・保守に関する事項 運用、保守、バージョンアップへの対応、SLA等
- (6) 自治体 DX 推進やホームページ閲覧者及び作成者の UI・UX の改善、その他の追加提案ホームページ閲覧者の利便性向上に繋がる追加提案があるか、職員のページ作成の利便性向上、作成ページの質向上に繋がる追加提案があるか、その他の優れた追加提案があるか等

特に、提案要求仕様書 5.3.2(1)①区の方針の確認及び見直し方針に関する改善提案に記載の内容を重視する。

- (7) 実績に関する事項 他自治体等において優れた実績があるか等
- (8) 経費の妥当性 システムの規模、内容と経費について

5 手続き等

(1)担当部課

世田谷区政策経営部広報広聴課

世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所第1庁舎3階

電話:03-5432-2008 FAX:03-5432-3001

- (2) 事業者選定説明書の交付期間、場所及び方法
 - ア 交付期間 令和5年9月1日(金)から令和5年9月15日(金)まで
 - イ 交付場所 上記5(1)の担当部課及び世田谷区公式ホームページ
 - ウ 交付方法 窓口での希望者への直接交付及び世田谷区公式ホームページでの希望者自 らによるダウンロード

※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで(土、日、祝祭日を除く)

- (3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法
 - ア 提出期間 令和5年9月1日(金)から令和5年9月15日(金)まで 受付時間:午前9時から午後5時まで(土、日、祝祭日を除く)
 - イ 提出場所 上記5(1)の担当部課
 - ウ 提出方法 窓口へ直接持参又は郵送(必着)
 - エ 参加辞退 参加辞退届 (様式2) を交付した書類と合わせて速やかに提出
- (4) 質問の提出について
 - ア 受付期間 令和5年9月20日(水)から9月25日(月)午後5時まで
 - イ 提出方法 電子メールでのみ受け付ける。なお、電話や来庁による質問には応じない。 送付先電子メールアドレスは、参加事業者宛に別途通知する。 様式3「質問書兼回答書」を使用する。
 - ウ 回答方法 電子メールにより、質問者名を伏して、参加事業者全員に回答を行う。 回答予定: 令和5年9月29日(金)
- (5) 提案書の提出期限、場所及び方法
 - ア 提出期限 令和5年10月18日(水)午後5時(厳守) 受付時間:午前9時から午後5時まで(土、日、祝祭日を除く)
 - イ 提出場所 上記5(1)の担当部課
 - ウ 提出方法 窓口へ直接持参又は郵送(必着)
- 6 その他
- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
 - (例) サーバの増強・セキュリティーの強化における機器の増設 等
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ

- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7)提出された参加表明書及び提案書は、返還しない。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製をすることがある。
- (9)世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに 提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (10) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とすることがある。
- (11) 本件に関して世田谷区から受領した書類は、区の事前の承諾なしに本件の提案書作成以 外の目的に使用してはならない。
- (12) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (13) 世田谷区との契約では単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公 契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。なお、詳細は別紙を参照すること。 ※参考 労働報酬下限額(1時間当たり)令和5年度 1,230円

以上

世田谷区との一定額以上の契約には

「労働報酬下限額」

が適用されます



工事請負契約の 技能労働者の場合

東京都の公共工事設計労務単 価の職種ごとの 85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者の場合

(不動産、賃貸借を除く)

1 時間あたり 1,230円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区 長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額 が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正 社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、 労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としていま す。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を 支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話:03-5432-2145~2152・2173・2435

FAX: 03-5432-3046

世田谷区 公契約条例





世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票	
経理課 (世田谷区役所第一庁舎 2 階 20 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約	
教育総務課	教育委員会の契約のうち予定価格が	
(世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	2 千万円未満の契約	

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通して その旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただ くことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額(1時間あたり)

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,837円	潜かん世話役	4,240円	型 わく エ	2 , 9 2 2 円
普通作業員	2,540円	さく岩工	3 , 6 1 3 円	大 エ	2,933円
軽 作 業 員	1 , 7 8 5 円	トンネル特殊工	3,294円	左官	3 , 1 3 5 円
造 園 工	2,529円	トンネル作業員	2,859円	配管工	2 , 7 3 1円
法 面 工	3,220円	トンネル世話役	3,879円	は つ り エ	2,901円
と び エ	3 , 1 7 7円	橋りょう特殊工	3,347円	防 水 工	3,485円
石 工	3 , 1 4 5 円	橋りょう塗装工	3,326円	板 金 工	3 , 2 6 2 円
ブロックエ	2,933円	橋りょう世話役	3 , 9 2 1円	サッシエ	3,082円
電工	3,060円	土木一般世話役	3 , 0 7 1円	内 装 工	3,167円
鉄 筋 工	3 , 0 8 2 円	高級船員	3 , 5 4 9 円	ガ ラ ス エ	3,050円
鉄 骨 工	2,816円	普通船員	2,816円	ダクトエ	2 , 7 5 2 円
塗 装 工	3 , 3 2 6 円	潜水士	4,814円	保 温 工	2,667円
溶 接 工	3 , 4 4 3 円	潜水連絡員	3,496円	設 備 機 械 工	2,699円
運転手(特殊)	2,944円	潜水送気員	3,400円	交 通 誘 導 員 A	1,902円
運転手(一般)	2,380円	山林砂防工	3,082円	交 通 誘 導 員 B	1,647円
潜 か ん エ	3,411円	軌道工	5 , 5 3 6円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,470円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年3月14日告示によるものです。 適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。